

西大路地区  
バリアフリー移動等円滑化基本構想

(案)

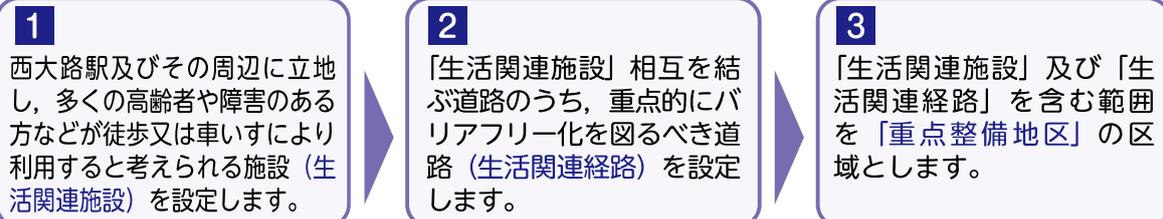
「概要版」

# 「市長あいさつ」

## ●西大路地区におけるバリアフリー化の流れ

### 重点整備地区の区域の設定

#### 重点整備地区※<sup>1</sup>の区域の設定の考え方



#### 西大路地区における重点整備地区の区域の設定

### 1 生活関連施設の設定

次の施設を西大路地区における「生活関連施設」として設定しました。

区分	名称	摘要
旅客施設	西大路駅（JR西日本）	●1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）  ●多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
福祉施設	洛南身体障害者福祉会館	
医療施設	京都武田病院，明石病院 京都南病院，新京都南病院 京都九条病院，吉祥院病院 十条武田リハビリテーション病院	
都市公園	唐橋西寺公園	
商業施設	イオン洛南ショッピングセンター フレスコ九条店 グルメシティ西大路店	

### 2 生活関連経路の設定 [2ページ参照]

西大路地区の「生活関連経路」として13路線を設定しました。また、「生活関連経路」との連続性を確保し、一体的にバリアフリー化を図る必要がある道路を「その他経路」として2路線を設定しました。

### 3 重点整備地区の区域の設定 [2ページ参照]

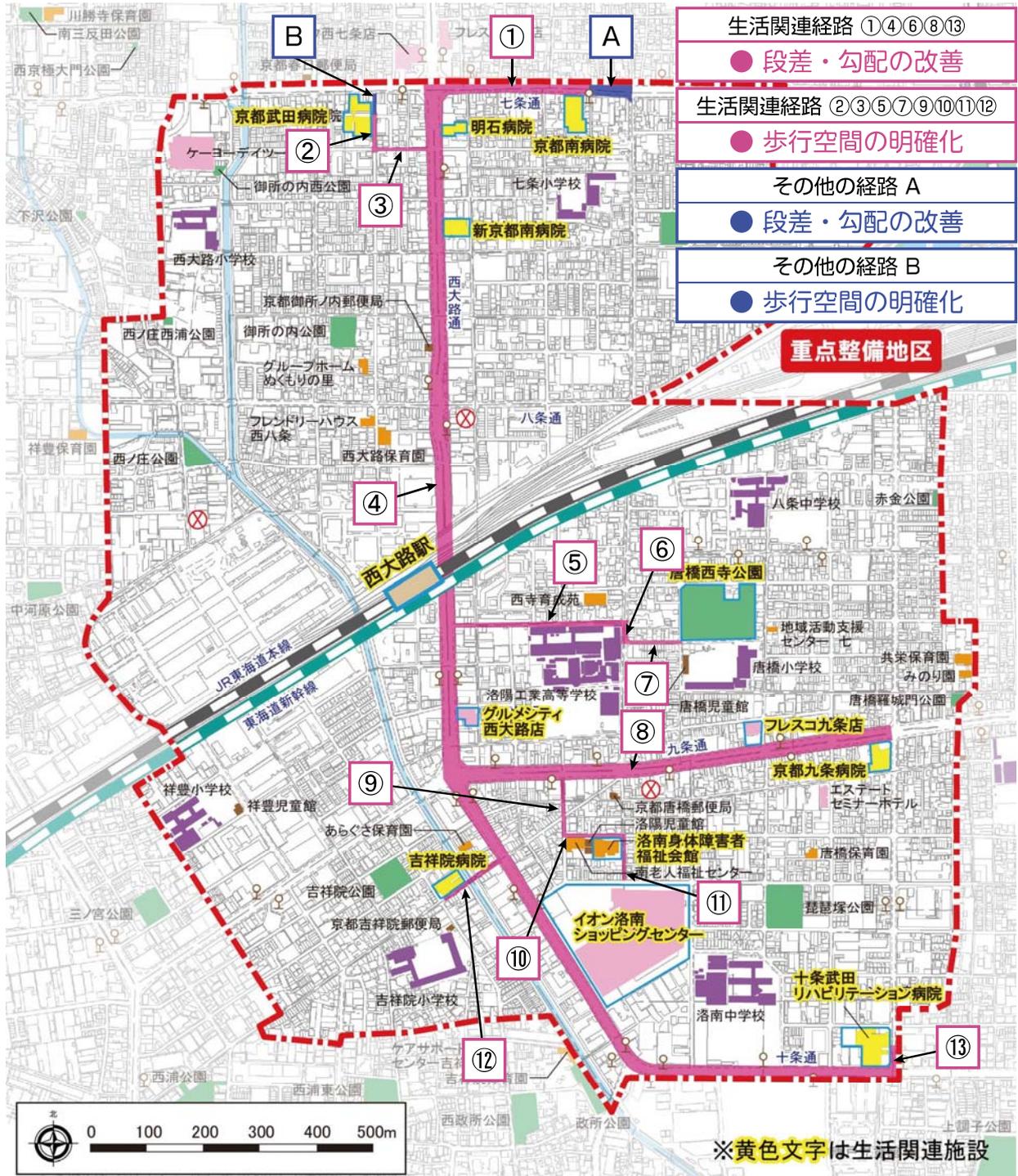
上記 **1** の生活関連施設と **2** の生活関連経路を含む区域を西大路地区の「重点整備地区」として設定しました。

## バリアフリー化の概要

### 4 バリアフリー化の概要 [3～5ページ参照]

公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが西大路地区において実施するバリアフリー化整備の概要や目標年次、ソフト対策の推進等について決めました。

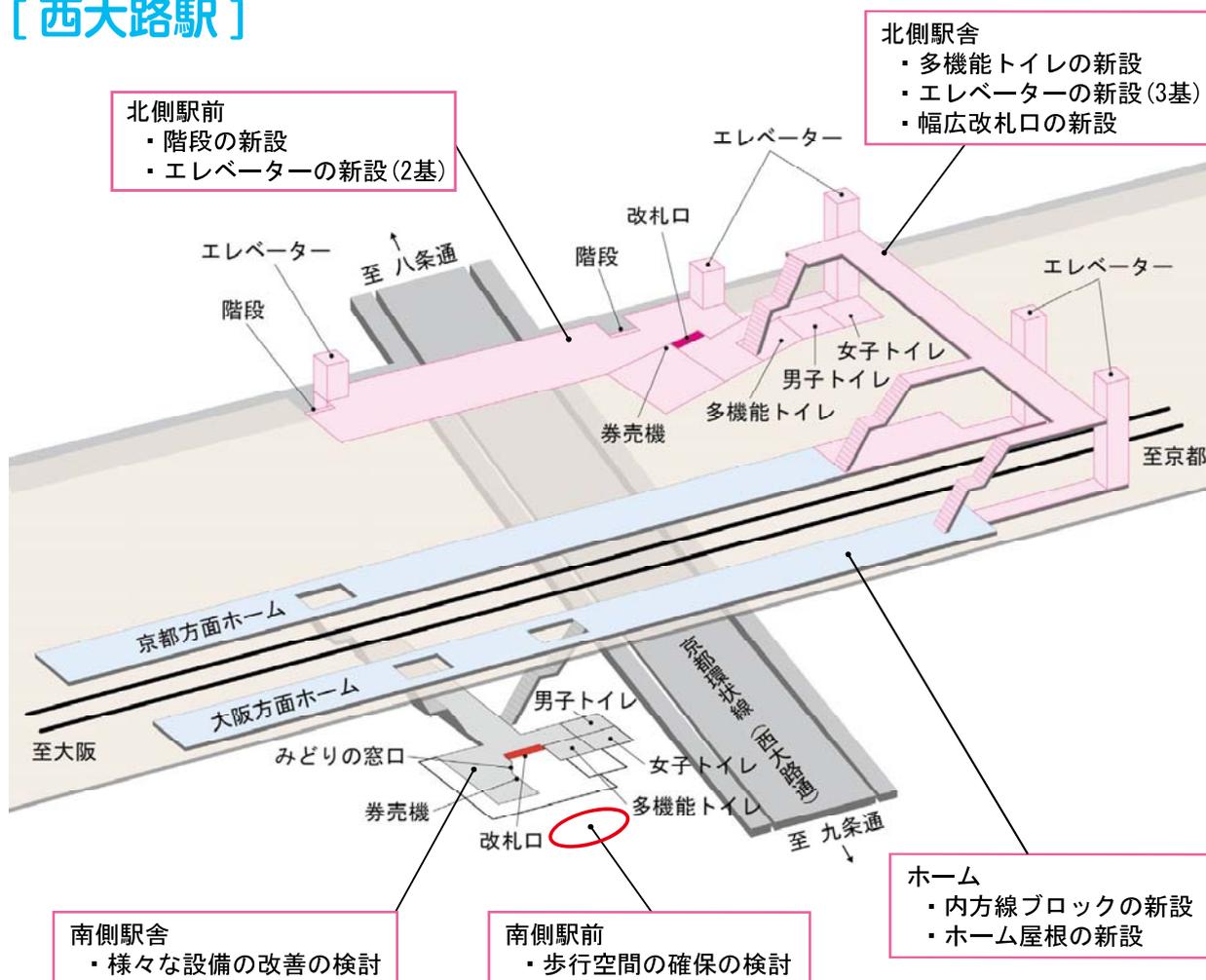
# ●「生活関連施設」, 「生活関連経路」 及び 「重点整備地区」 の区域



凡例			
旅客施設(鉄道)	文化・観光施設	公共サービス施設	重点整備地区
福祉施設	公園	交番	生活関連施設
医療施設	商業施設等	バス停	① 生活関連経路
教育施設			A その他経路

# ●旅客施設のバリアフリー化の概要

## [西大路駅]



	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通 特定事業 ※4	北側駅舎 ・多機能トイレの新設 ・エレベーターの新設(3基) ・幅広改札口の新設 ホーム ・内方線ブロックの新設 ・ホーム屋根の新設	西大路駅	JR西日本	平成32年度末までに実施
その他の 組	北側駅前 ・階段の新設 ・エレベーターの新設(2基)	西大路駅前	京都市	
	・様々な設備の改善の検討 ・案内表示や緊急情報表示のあり方の検討 ・西大路駅周辺の様々な課題に対する検討	西大路駅	JR西日本 京都市	継続して実施を検討

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。  
 ※継続的な課題については、実施に向けて引き続き検討を行うとともに、基本構想の改訂が必要な場合には、連絡会議を改めて開催します。

## ●道路のバリアフリー化の概要

	経路	路線名	事業内容	目標年次
道路特定事業 ※5	生活関連経路①	一般府道 梅津東山七条線(七条通)	段差・勾配の改善	平成32年度末までに実施
	生活関連経路②	一般市道 佐井東通	歩行空間の明確化	
	生活関連経路③	一般市道 西七条緯 15 号線		
	生活関連経路④	主要市道 京都環状線(西大路通)	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑤	一般市道 西寺緯 9 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑥	一般市道 御前通	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑦	一般市道 西寺緯 10 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑧	一般国道 171 号 (九条通)	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑨	一般市道 西寺経 12 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑩	一般市道 西寺緯 19 号線		
	生活関連経路⑪	一般市道 御前通		
	生活関連経路⑫	一般市道 西寺緯 21 号線		
	生活関連経路⑬	一般市道 新千本通	段差・勾配の改善	
	その他経路 A	一般府道 梅津東山七条線(七条通)		
	その他経路 B	一般市道 佐井東通	歩行空間の明確化	
その他の取組 ※6	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で可能な限りバリアフリー化	継続して実施を検討

## ●交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業※7を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

## ●その他のバリアフリー化の取組に関する概要

### 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき、バリアフリー化を図ります。

### 都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

### 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

### 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、西大路駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

# ●「みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進

## 「心のバリアフリー」の推進

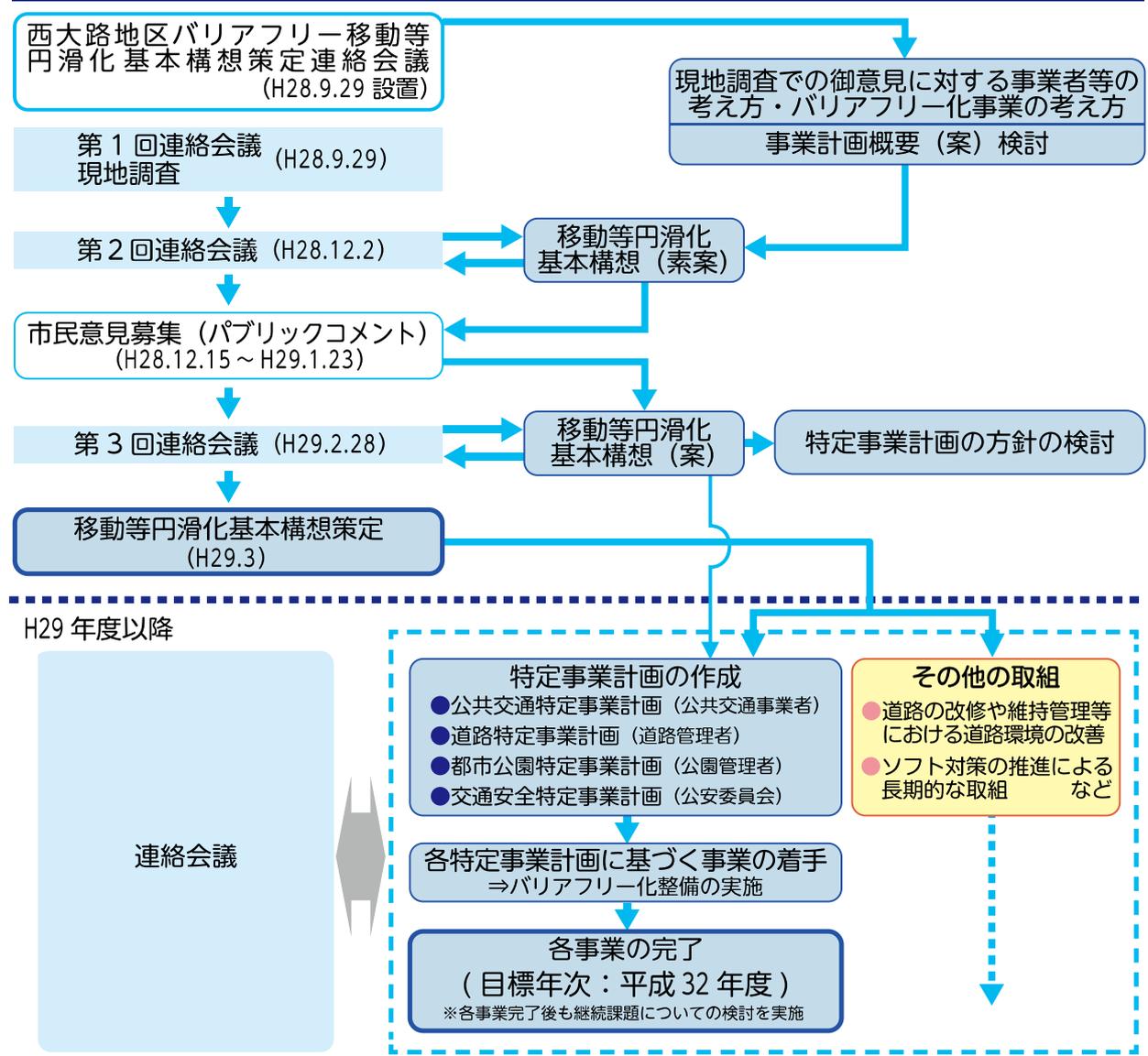
高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修等を展開するなど、心のバリアフリーを推進します。

## 「情報バリアフリー」の推進

公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点にも配慮します。

- ① 情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ② 情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

## ●バリアフリー化事業の完了までの流れ

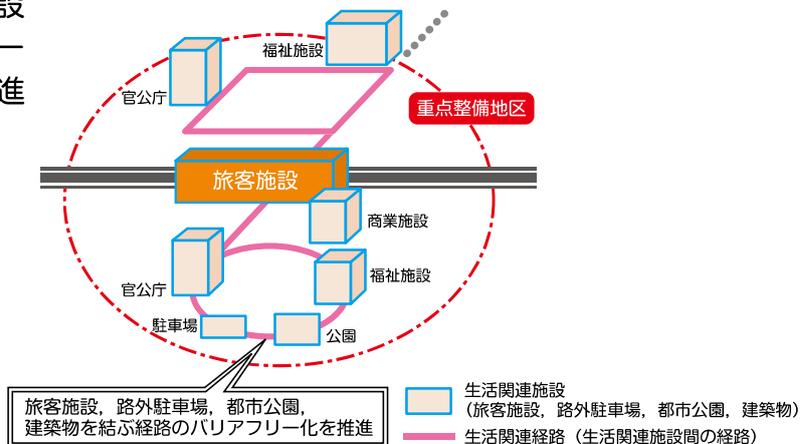


## ●用語解説

### ※1 重点整備地区

「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含み、旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。

重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ



### ※2 多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり、手すり及びオストメイト対応設備等を備えており、高齢者や障害のある方等、多様な方が利用できるトイレのことです。

### ※3 幅広改札口

車いすやベビーカーを利用される方などでも通過しやすいように、通常よりも幅を広くした改札口です。



### ※4 公共交通特定事業

鉄道事業者などの公共交通事業者が、エレベーターの整備等により、駅などのバリアフリー化を実施するための事業です。

### ※5 道路特定事業

道路管理者（京都市等）が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化を実施するための事業です。

### ※6 その他の取組

「重点整備地区」内において実施される他の事業やソフト施策等の取組です。

### ※7 交通安全特定事業

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて実施する事業です。



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

**発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室**

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

歩くまち 京都

検索 